

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年3月5日（平成27年（行情）諮問第87号）

答申日：平成28年9月5日（平成28年度（行情）答申第274号）

事件名：「国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会」の配布資料等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書2ないし文書22（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年11月4日付け防官文第16172号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

原処分を通知してきた行政文書開示決定通知書の不開示理由一覧には、「不開示とした理由」が記載されているが、不開示とされた部分が不開示情報に該当する理由が具体的に説明されていない上に、不開示部分が広範囲にわたっており、文書の実質的な中身の大部分が包括的に不開示とされている。

そもそも、情報公開の出発点は国民主権・民主主義の理念であり、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的としている。

この理念・目的に鑑みても、行政機関はどの部分が不開示に該当するのか、丁寧かつ抑制的に峻別すべきであるが、文書の大部分を広範囲かつ包括的に不開示としている原処分は極めて粗雑な処理をしている疑いが強く、著しく不当である。よって原処分の取消しを求める。

## (2) 意見書

諮問庁が不開示理由として挙げている大半が、「審議・検討中の内容を公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがある」という趣旨のものである。

確かに、本件で非開示とした文書が開示された場合、その内容を知った誰かが実施機関に対して何らかの意見を寄せる可能性は否定しない。しかし、法1条が「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」と規定しているように、そもそもこの制度自体が行政機関の事務に関して国民が意見を寄せることを当然の前提としているといえる。

審議・検討中だからといって、その内容のほとんどを非公開とするのはまさに「密室行政」であり、法が目的とする「民主的な行政の推進」に逆行する。その点からも、法5条5号の適用による不開示決定は最小限に抑制すべきである。しかし、諮問庁は本件文書の大部分を広範囲かつ包括的に不開示としている。

たとえば、「国防を担う人材を確保するための検討委員会（第6回）」の2枚目～3枚目「募集分野各検討項目の施策の概要等」の「2」及び「4」～「8」の欄については「検討項目」すら不開示としているが、「項目」が公になったとしても、諮問庁が不開示理由として挙げている「率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある」とは考えにくい。

また、同8枚目～16枚目の「検討項目の概要（募集分野）」でも、10枚目以降は趣旨、実施事項のほぼ全てが不開示となっている。さらに、同35枚目～36枚目の「募集分野業務予定」の表においても、「検討項目」まで不開示とされているものや、業務予定については、検討の段階ではなく、すでに実施されていると思われる平成25年度、26年度の部分まで全てが不開示とされている。

こうした点からも、原処分が法の趣旨に則り、それでもなお不開示とする必要性のある部分を精査せず、本件文書のかなりの部分を広範囲かつ包括的に不開示としているのは、粗雑な処理をしているのではないかと疑念を抱かざるを得ない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「これまでに開催された「国防を担う優秀な人材を確

保するための検討委員会」の配付資料，議事録，部内報告用に作成された文書すべて」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり，処分庁は，これに該当する行政文書として別紙１に掲げる行政文書を特定し，法１１条を適用して平成２６年１１月４日まで開示決定等の期限を延長した上で，まず同年９月４日付け防官文第１３２７４号により，別紙１に掲げる文書１について開示決定を行い，残余の行政文書（本件対象文書）について，その一部が法５条１号，５号及び６号の不開示情報に該当することから，同年１１月４日付け防官文第１６１７２号により当該部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては，原処分に対してされたものである。

## ２ 法５条該当性について

原処分において，不開示とした部分及び不開示とした理由は別紙２のとおりである。

## ３ 異議申立人の主張について

異議申立人は，「不開示とされた部分が不開示情報に該当する理由が具体的に説明されていない上に，不開示部分が広範囲にわたっており，文書の実質的な中身の大部分が包括的に不開示とされている。」，「行政機関はどの部分が不開示に該当するのか，丁寧かつ抑制的に峻別すべきであるが，文書の大部分を広範囲かつ包括的に不開示としている原処分は極めて粗雑な処理をしている疑いが強く，著しく不当である。」として，原処分の取消し及び本件請求文書の開示を求めるが，本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果，その一部が別紙２のとおり同条１号，５号及び６号に該当することから当該部分を不開示としたものであり，不開示とする根拠条項及びそれを適用した理由は行政文書開示決定通知書に適正に記載している。

以上のことから，異議申立人の主張は理由がなく，原処分を維持することが適当である。

## 第４ 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ①平成２７年３月５日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同月１９日 審議
- ④同月２０日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤平成２８年８月８日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥同年９月１日 審議

## 第５ 審査会の判断の理由

### １ 本件対象文書について

本件対象文書は，防衛省・自衛隊に優秀な人材を確保するための必要な

施策について防衛省内で検討を行った「国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会」（以下「検討委員会」という。）に関する文書であり、処分庁は、その一部を法5条1号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は不開示部分の開示を求めており、諮問庁は原処分を維持することが適当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 別紙2の一連番号1に掲げる部分

当該不開示部分には、個々の隊員の具体的な意見や要望等が記載されており、これは今後の施策の検討の資となる情報であることが認められる。当該部分は、これを公にすると、関連する施策の検討について、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることにより、今後の検討委員会における率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### (2) 別紙2の一連番号2に掲げる部分

当該不開示部分には、検討委員会における出席者の発言内容が記載されており、これを公にすると、外部からの圧力や干渉等によって、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### (3) 別紙2の一連番号3、6に掲げる部分

当該不開示部分には、募集に関する他省庁及び地方自治体との連携に係る検討事項が記載されており、これを公にすると、防衛省と他省庁及び地方自治体との今後の調整等に影響が生じ、募集業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### (4) 別紙2の一連番号4に掲げる部分

ア 当該不開示部分のうち別紙3に掲げる部分を除く部分には、検討中の施策の方向性等が記載されており、これを公にすると、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ しかしながら、別紙3に掲げる部分は、他の開示部分から容易に推測ができる記載であるなど、これを公にしても、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないので、法5条5号に該当せず、開示すべきである。

(5) 別紙2の一連番号5に掲げる部分

当該不開示部分には、隊員個人の顔写真が掲載されていることが認められる。当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、別紙3に掲げる部分を除く部分は、同条1号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙3に掲げる部分は同条5号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

## 別紙 1

- 文書 1 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会（第 1 回） 平成 25 年 3 月 28 日（木） 1330～1410 佐藤政務官室
- 文書 2 国防を担う優秀な人材を確保するための検討体制【資料 1】
- 文書 3 優秀な人材を自衛隊に確保するための検討事項【資料 2】
- 文書 4 検討委員会のスケジュール（案）【資料 3】
- 文書 5 政務官の部隊視察で挙げた要望等【参考】
- 文書 6 第 1 回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 議事概要
- 文書 7 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会（第 2 回） 平成 25 年 6 月 19 日（水） 1600～1640 第 1 省議室
- 文書 8 検討項目（案）総括表 25.6.19 募集WG
- 文書 9 第 2 回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 議事概要
- 文書 10 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会（第 3 回） 平成 25 年 8 月 7 日（水） 1720～1800 第 1 省議室
- 文書 11 第 3 回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会資料 平成 25 年 8 月 7 日
- 文書 12 第 3 回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 議事概要
- 文書 13 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会（第 4 回） 平成 25 年 9 月 30 日（月） 1030～1100 第 1 省議室
- 文書 14 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会（第 4 回） 平成 25 年 9 月 30 日
- 文書 15 第 4 回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 議事概要
- 文書 16 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会（第 5 回） 平成 25 年 11 月 21 日（木） 1620～1700 第 1 省議室
- 文書 17 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会（第 5 回） 平成 25 年 11 月 21 日
- 文書 18 人事制度改革の検討の方向性 平成 25 年 11 月 21 日
- 文書 19 第 5 回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 議事概要
- 文書 20 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会（第 6 回） 平成 26 年 4 月 15 日（火） 1100～1140 第 1 省議室
- 文書 21 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会（第 6 回） 平成 26 年 4 月 15 日

文書 2 2 第 6 回 国防を担う優秀な人材を確保するための検討委員会 議  
事概要

## 別紙 2

不開示とした部分		一連 番号	不開示とした理由
文書 5	1枚目及び2枚目のそれぞれの一部	1	個々の隊員の意見等が記載されており、これを公にすることにより、率直な意見等の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
文書 6	1枚目ないし3枚目のそれぞれの一部	2	審議・検討に関する内容が記載されており、これを公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
文書 9	1枚目ないし3枚目のそれぞれの一部		
文書 12	1枚目ないし3枚目のそれぞれの一部		
文書 15	1枚目ないし3枚目のそれぞれの一部		
文書 19	1枚目ないし5枚目のそれぞれの一部		
文書 22	1枚目ないし3枚目のそれぞれの一部		
文書 8	2枚目の表のうち連番3の「検討項目2」欄、「検討項目3」欄及び「補足（具体的な内容等）」の全て並びに3枚目の下から9行目ないし11行目のそれぞれの一部		
文書 21	2枚目及び35枚目の表のうち「2」の欄の全て並びに10枚目の一部	4	今後検討を深めていく施策の方向性等が記載されており、これを公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見の交換又は意思決定の
文書 8	2枚目、3枚目、5枚目ないし9枚目及び11枚目ないし13枚目のそれぞれ一部（2枚		



	目の表のうち連番3の「検討項目2」欄，「検討項目3」欄及び「補足（具体的な内容等）」欄の全て並びに3枚目の下から9行目，10行目及び11行目のそれぞれの一部を除く。）		中立性が損なわれるおそれがあることから，法5条5号に該当するため不開示とした。
文書 14	4枚目の一部		
文書 17	2枚目ないし4枚目，7枚目及び9枚目ないし11枚目のそれぞれの一部（9枚目の下段左側部分を除く。）		
文書 21	2枚目ないし6枚目，11枚目ないし16枚目，18枚目ないし26枚目，32枚目及び34枚目ないし40枚目のそれぞれの一部（2枚目及び35枚目の表のうち「2」の欄の全て並びに10枚目の一部を除く。）		
文書 14	3枚目の写真の顔部分	5	個人に関する情報であって，これを公にすることにより，特定の個人を識別することができることから，法5条1号に該当するため不開示とした。
文書 17	9枚目の下段左側部分	6	募集について，国（他省庁）及び地方自治体等との連携に係る検討事項が記載されており，これを公にすることにより，防衛省と国（他省庁）及び地方自治体との今後の調整等に影響が生じ，募集業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号に該当するとともに，今後検討を深めていく施策の方向

			性等が記載されており，これを公にすることにより，外部からの圧力や干渉等の影響を受け，率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから，同条5号に該当するため不開示とした。
--	--	--	---

別紙 3

該当文書	具体的箇所
文書 1 4	4 枚目の「募集分野」の「検討施策案」欄の 4 行目
文書 2 1	5 枚目の「6」の「検討項目」欄